

構造改革特別区域内において狩猟鳥獣を定めることについて（案）

【改正内容】

- ・ 構造改革特区の区域内において、肉又は毛皮を利用する目的及び生態系等に係る被害を防止する目的等でノヤギが捕獲の対象となる場合、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とするもの。
- ・ なお、本特例措置は、構造改革特別区域での特例措置であり、構造改革特別区域法第2条第3項に基づき、「環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」の一部を改正するもの。

- 構造改革特別区域内においてノヤギを狩猟鳥獣とする